

# 夏季休業中の生活について

福島県立南会津高等学校 生徒指導部

## 1 生活全般について

高校生としての節度を守り、善悪を十分に考え、規則正しいけじめのある生活ができるよう心掛けよう。

- (1) 計画に基づいた規則的な生活を送るよう心掛けること。
- (2) 社会教育活動、ボランティア活動、野外活動など地域社会の諸活動に積極的に参加すること。
- (3) 問題行動を起こしたり、事故にまきこまれたりしないこと。特に、夜間外出(21:00 以降)や無断外出しないこと。

## 2 学習について

- (1) 各教科から出された課題にしっかりと取り組むこと。
- (2) 進路希望を実現させるための自主的学習に計画的に取り組むこと。
- (3) 長期休業中にしかできないことに挑戦してみる。  
(じっくりと読書をする。普段はなかなかできない調べものをしてみる等)
- (4) 追考查がある者は、担当の先生の指導を積極的に受け、追考查に合格できるようにする。

## 3 交通事故防止について

- (1) 無断で原動機付自転車・自動車免許の取得をしないこと。
- (2) 部活動・登下校以外の原動機付自転車の運転をしないこと。
- (3) 自転車通学生および原動機付自転車通学生は交通ルールを守り、運転者としての義務と責任を果たすこと。特に、事故発生時の対応や事故後の責任について理解し適切な行動をとること。

## 4 事故・問題行動・被害の防止について

- (1) 水難事故に遭わないよう十分に注意すること。
- (2) 性被害に遭わないよう十分に注意すること。また、性の逸脱行動が無いようにすること。
- (3) 飲酒・喫煙・深夜徘徊・無断外泊・不良交遊・窃盗などの行為を行わないこと。
- (4) 「声かけ」などで強引に車内に引き込まれそうになるなどの緊急時の対応について、あらかじめ想定しておくこと。

## 5 外出等について

- (1) 夜間の外出は21時までとし、外泊はしないこと。
- (2) 外出先は常に保護者に連絡しておくこと。
- (3) 遊技場(パチンコ店等)や居酒屋などの飲食店への出入りは絶対にしないこと。

## 6 携帯電話・インターネットについて

- (1) SNS(フェイスブック・ツイッター等)を介して犯罪に巻き込まれないように注意すること。
- (2) 違法な物品の販売に関わらないこと。
- (3) 掲示板やチャット・メールを利用する悪意ある他人と関わらないこと。
- (4) 携帯電話・インターネットは、節度と良識を持って利用し、チーンメールの送付や、ホームページ・SNS等への誹謗中傷の書き込みなどをしないこと。また、脅迫や名誉毀損の加害者にならないようにすること。

## 7 アルバイトについて

- (1) 事前に「許可願」を提出して、必ず許可を得ること。
- (2) 日数は全期間の半分以下とする。
- (3) 欠点を保有する者は、追査・補充が終了するまでアルバイトを許可しない。
- (4) 危険な仕事や夜間の接客に関する仕事、深夜の仕事や住み込みを要する仕事は禁止する。
- (5) アルバイト中やアルバイトへの通勤・退勤途中などにおける事故や怪我について、あらかじめ雇用主と相談し、責任の所在や補償について明確にしておくこと。原動機付自転車の使用は禁止する。
- (6) 許可を得ずにアルバイトをしたことが発覚した場合は、特別指導の対象とする。

## 8 学校施設の使用について

- (1) 個人で教室以外の施設などを使用する場合は日直の先生に申し出ること。
- (2) 施設などを破損した場合は速やかに日直の先生に申し出ること。
- (3) 使用した施設などの清掃や整理整頓は責任を持って行い、終了後は日直の先生に報告すること。
- (4) 部活動で施設を利用する場合は顧問の先生と連絡を取り計画的に行うこと。

## 9 登校時の服装について

- (1) 登校時の服装は、制服及び体育時の服装・部のジャージとする。

## 10 その他

万一事故が発生したら、速やかに学校や担任に連絡する。

電話番号	学校	0241-73-2221	(平日 8:15~16:45)
担任	-	-	-

※始業式は8月22日(木)です。【通常通り登校すること】

《1・2年生は課題テスト、3年生は通常授業です》